

選挙「寄附禁止のルール」

政治家の寄付は禁止、
有権者が求めることも
禁止されています。

これから何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



三ない運動

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

○政治家の寄付の禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

○政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

○後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

○政治家の関係会社などからの寄附禁止

政治家が役員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関する寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

○年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のために自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

問い合わせ

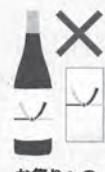
関川村選挙管理委員会
☎ 64-1476

政治家の寄附禁止の対象

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。



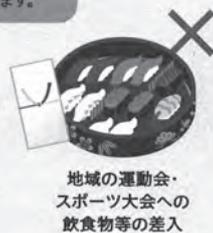
お歳暮・お年賀



お祭りへの寄附・差入



落成式・開店祝等の花輪



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



葬儀の花輪・供花



病氣見舞



入学祝・卒業祝



「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.11 お口の健康について

一生おいしく、楽しい食生活を送るために、歯は欠かせないパートナーです。
お口の健康は、食生活だけでなく、体調にも影響します。
お口の健康をチェックして、いきいきとした生活を送りましょう！



☆お口の健康をチェック！

たくさん当てはまる方ほど、お口の働きが低下しています。あなたのお口は健康ですか？
定期的に歯科健診を受けることも大切です。

① 固いものが食べにくい
② お茶や汁物等でおせることがある
③ 口がかわきやすい
④ 薬が飲みにくくなった
⑤ 話すときに舌がひっかかる
⑥ 口臭が気になる
⑦ 食事にかかる時間が長くなった
⑧ 薄味がわかりにくくなった
⑨ 食べこぼしがある
⑩ 食後に口の中に食べ物が残りやすい
⑪ 自分の歯または入れ歯で左右の奥歯をしっかりと噛しめられない



★やってみよう！ お口の体操★

- ① リラックスして、深呼吸。鼻から息を吸い込んで、口をすぼめてゆっくりはきます。
- ② 首を回して、ゆっくり後ろを振り返ります。左右両方やりましょう。耳が肩につくように、ゆっくり首を左右に傾けます。ゆっくり首を回してください。左右両方やりましょう。
- ③ 肩をすぼめるように上にあげます。その後、力を抜いて肩を下げます。
- ④ ほおをふくらませたり、すぼめたりします。
- ⑤ 口をとがらせて息をはきます。口を横に広げて「イー」といいます。
- ⑥ 舌をべーと出します。出した舌を左右にふります。上下にも振ってみましょう。



高齢者を狙ったマイナンバーや医療費還付金詐欺事件が多発しています。
不審な電話があったら、一人で判断せずに周りの人に相談しましょう。